

## 決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都中央区京橋一丁目 5 番 8 号  
（商号） メルシャン株式会社

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 43 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1000 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 4 月 25 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 2 月 22 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙 1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、東京都中央区京橋一丁目 5 番 8 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていた会社（平成 22 年 11 月 26 日上場廃止）であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 3 月 26 日	第 91 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 19 年 1 月 1 日 ～平成 19 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 1,598 百万円であるところを 483 百万円と記載	・架空売上の計上等
2	平成 21 年 3 月 25 日	第 92 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 20 年 1 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 1,871 百万円であるところを 162 百万円と記載	・架空売上の計上等
3	平成 21 年 11 月 10 日	第 93 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日 の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 2,295 百万円であるところを 126 百万円と記載	・架空売上の計上等
4	平成 22 年 3 月 25 日	第 93 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 2,117 百万円であるところを 28 百万円と記載	・架空売上の計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2) 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項

番号3

金融商品取引法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号4

金融商品取引法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第185条の7第6項を適用する。

また、同4については、金融商品取引法第185条の7第12項を適用する。

○ (別紙3) 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

旧金融商品取引法第172条の2第1項の規定により、被審人の第91期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（1,138,116円）

が

3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

番号2

旧金融商品取引法第172条の2第1項の規定により、被審人の第92期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (846,384 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

#### 番号 3 及び同 4

金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 93 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 3 四半期報告書	1,801,053 円
同有価証券報告書	1,557,001 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

同有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 3 四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 93 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分し、さらに、同有価証券報告書については、金融商品取引法第 26 条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 12 項の規定により、按分後の金額に 100 分の 50 を乗じて得た額となり、

第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \times 50/100 \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。